都 i 大学の 施設整備に係る次の各号に掲げる事項につい ζ 役員会の 諮問 に応じるため、 施設整備委員会(以下「系施設整備委員会(以下「系 委員会」という。

六五四三二一

3 2 の。 一項第二号、第三号及び第六号の委員の任期は、二年とし、再に が表現する。 一年の他総長が必要と認める者 一~六名 一一施設担当の理事(以下「担当理事」という。) 一一施設担当の理事(以下「担当理事」という。) 二一研究科長 四名 二一研究科長 四名 二一子の他施設整備に関すること。 二一子の他施設整備に関すること。 二一子の他施設整備に関すること。 再 任 を 妨 げ な ιį

ただ

Ų 補 欠

の 委員 の 任期 は、

前

任

者

の 残 任

期

間

員

員

第第65432第32第2第 七六 五 四 三る 条条前専専専専条前委条委条 五門門門門

九八事七六 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。 条 委員会に関する事務は、施設・環境部企画課において処理する。 専門委員会に委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要・事門委員会に表員会が行う第一条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。専門委員会には、超当理事が委嘱する。 事門委員会には、委員会が行う第一条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。 条 委員会にを受員を置き、担当理事が委嘱する。 系 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。 条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。 条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。 条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。 条条項条条前専専専条前委条委 を こ委部担委項委委委委委項会委長委 の 概 要そ の 他 必

要